

高梁市老朽危険建物除却促進事業補助金について

くらしの安全・安心の確保や住環境の向上を図ることを目的に、老朽化した危険な空き家で、近隣民家や道路に被害を与えるおそれがある「老朽危険建物」の除却工事費の一部を助成します。

《補助対象及び交付対象者》

補助対象となる建物（以下の条件を <u>全て</u> 満たすこと）
① 「老朽危険建物」の認定を受けた建物 ※補助金交付申請の前に、 <u>老朽危険建物認定申請が必要です。</u>
② 高梁市に存在する不良住宅で空き家になっている建築物。
③ 近隣民家や道路に被害を与える恐れがある建築物
④ 「住宅の不良度判定基準」かつ「周辺への危険度判定」の基準を満たした建築物
交付対象者（以下の条件を <u>全て</u> 満たすこと）
① 老朽危険建物の所有者または相続人
② 高梁市税に未納がない方
③ 対象建物の除却に関して国、県または市の制度による他の補助等を受けていない方

《補助対象経費・補助金額》

補助対象経費
交付対象者が行う補助対象建物の除却工事費で、高梁市内に事業所があり、建築工事業、土木工事業、解体工事業のいずれかの許可を有する業者または解体工事業の登録のある業者に支払う請負代金（※1）。
補助金額
補助対象経費の額に3分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨て） 【上限50万円】

※1 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額とします。ただし、交付申請時に「消費税仕入税額控除確認書（様式第5号）」を添付した場合は消費税額を補助対象経費に含めます。

《必要な書類及び申請時期・期限》

手続き	必要書類	申請時期・期限
老朽危険 建物認定 申請	<input type="checkbox"/> 老朽危険建物認定申請書（様式1号）	補助金交付申請前
	<input type="checkbox"/> 認定対象建築物の位置図（付近見取図）	
	<input type="checkbox"/> 認定対象建築物の平面図	
	<input type="checkbox"/> 認定対象建築物の外観写真（周辺環境がわかるもの）	
補助金 交付申請	<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書（様式第3号）	工事着手前
	<input type="checkbox"/> 事業計画書（様式第4号）	
	<input type="checkbox"/> 老朽危険建物の登記事項証明書又は所有者を確認できる書類	
	<input type="checkbox"/> 老朽危険建物認定通知書の写し	
	<input type="checkbox"/> 交付対象事業に係る解体業者の見積書（内訳の記載されたもの）	
	<input type="checkbox"/> 交付対象事業を施工する解体業者の建築工事業、土木工事業若しくは解体工事業の許可書の写し又は解体工事業の登録通知書の写し	
	<input type="checkbox"/> 市税に未納がないことを証明する書類	
	<input type="checkbox"/> 消費税仕入税額控除確認書（様式第5号）（※2）	
	<input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類 例）申請者が相続人代表の場合、他の相続権がある人の同意書等	
事業実績 報告	<input type="checkbox"/> 事業実績報告書（様式第9号）	事業が完了した日から <u>30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日まで</u>
	<input type="checkbox"/> 事業完了届（様式第10号）	
	<input type="checkbox"/> 工事請負契約書の写し（事業費及び契約日が確認できるもので、 <u>契約日が交付決定を受けた日以後の日付であるものに限る</u> ）	
	<input type="checkbox"/> 交付対象事業に係る解体業者の請負代金請求書の写し又は領収書の写し（事業着手後に金額の変更があった場合には、内訳を添付すること）	
	<input type="checkbox"/> 交付対象事業に係る廃棄物に関する処分証明書等	
	<input type="checkbox"/> 事業の完了を確認できる写真（撮影日の記載があるものに限る）	
	<input type="checkbox"/> 建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき届け出た書類の写し（同法に基づく一定規模以上の除却工事に限る）	
	<input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類	

※2 補助対象経費に消費税額を含める場合は提出してください。

《留意事項》

- 補助金交付決定前に工事着手（請負契約の締結）をされた場合は、補助の対象になりません。
- 除却工事完了後は、速やかに事業実績報告書を提出してください。
- 申請受付は先着順のため、受付期間内であっても予算到達した時点で受付を終了します。
- 「市税に未納がないことを証明する書類」について
税務課（市役所2階）・各地域局・各地域市民センターで「未納なし証明（納税証明書）」を取得して添付してください（手数料300円）。

《申請書類等の提出》

以下の窓口へ提出してください。

受付窓口・問い合わせ先

〒716-8501 高梁市松原通 2043 番地

高梁市 市民生活部環境課 環境衛生係（市役所2階）

TEL：0866-21-0259 FAX：0866-21-0423

E-mail：kankyo@city.takahashi.lg.jp